

議第160号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人環境市民の項を次のように改める。

特定非営利活動法人環境市民	京都市中京区麩屋町通二条下の尾張町 225番地第二ふや町ビル405号
特定非営利活動法人劇研	京都市左京区下鴨塚本町1番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める
必要があるので提案する。